(b)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十一月九日に香港で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　隈丸優次
中華人民共和国香港特別行政区政府のために
　K・C・チャン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及び中華人民共和国香港特別行政区政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　協定第三条1(d)の規定に関し、「租税」には、協定の適用を受ける租税に関連する日本国又は香港特別行政区の法令に基づいて課される附帯税又はこれに相当するものを含めないことが了解される。

2　協定第三条1(e)の規定に関し、「法人以外の団体」には、信託財産及び組合を含むことが了解される。

3　協定第四条1(a)(iii)及び(iv)の規定に関し、「事業の管理及び支配の主たる場所」とは、法人又はその他の者の役員及び上級管理者が当該法人又はその他の者のための戦略上、財務上及び運営上の方針について日々の重要な決定を行い、かつ、当該法人又はその他の者の従業員がそのような決定を行うために必要な日々の活動を行う場所をいうことが了解される。

4　協定第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a)　香港証券取引所により設立された有価証券市場

(b)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(c)　同条2の規定の適用上、両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

5　協定第十七条1の規定に関し、「退職年金その他これに類する報酬」には、過去の雇用又は自営につき支払われる退職年金その他これに類する報酬及び社会保障制度に基づく退職年金を含むことが了解される。

6　協定第二十四条5の規定に関し、

(a)　両締約者の権限のある当局は、事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約者の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保する手続を合意によって定める。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii)　それぞれの締約者の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約者の権限のある当局が合意する手続に従い、両締約者の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　すべての仲裁人は、いずれの締約者の税務当局の職員であってはならず、同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。

(iv)　両締約者の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、すべての仲裁人及びその職員が、それぞれの権限のある当局に対して送付する書面において、協定第二十五条2及び両締約者において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　それぞれの締約者の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自らが仲裁に関与する費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約者の権限のある当局が均等に負担する。

(c)　両締約者の権限のある当局は、すべての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d)　仲裁決定は、協定第二十四条5の規定、この6の規定又はこの6の規定に従って決定される手続規則のいずれかに違反すること（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により、当該仲裁決定がいずれか一方の締約者の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(f)　仲裁の要請が行われた後で、かつ、仲裁のための委員会がその決定を両締約者の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達する前に、両締約者の権限のある当局が仲裁に付託されたすべての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

7　協定第二十五条1の規定に関し、一方の締約者は、両締約者の政府が公文の交換により合意するまでは、協定の規定の実施又は他方の締約者の法令の規定の運用若しくは執行のために協定第二条の規定により協定の対象となる租税以外の租税に関する情報を交換することを義務付けられるものではない。当該合意は、効力発生のために必要とされる各締約者の法令上の手続が完了した後に、効力を生ずる。

8　協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約者は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約者の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができることが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年十一月九日に香港で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　隈丸優次
中華人民共和国香港特別行政区政府のために
　K・C・チャン

総務大臣　片山　善博
外務大臣臨時代理
　国務大臣　枝野　幸男
　財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人